付 録

- 1. ASI の紹介
- 2. 各セクションにおける重要な客観的質問項目
- 3. ASIにおいて「N」を使用する箇所
- 4. 日本標準職業分類
- 5. 薬物リスト
- 6. 他セクションとの照合項目
- 7. 対象者の問題評定のためのスケールボードサンプル
- 8. フォローアップ面接について
- 9. フォローアップ面接のための同意文書

1. ASI の紹介

ASI 面接に入る前に対象者に伝えるポイント

- ◆ ASI を実施する目的(治療計画を立てるため、依存症研究のためなど)
- ◆ 対象になるすべての人が同じ面接を受けること。
- ◆ ASI 面接で知り得た個人情報はその秘密が保障され、治療スタッフあるいは研究スタッフ以外に漏洩することはないこと。
- ◆ ASI 面接は 6 つのセクションから成り立っていること。そのセクションとは、医学的状態、仕事や経済状態、法律関係、薬物使用とアルコール使用、家族や対人関係、精神状態についてであり、それぞれ別々のものとして認識してほしいこと。
- ◆ 面接の中で、過去 30 日間の状態を聞く場合と、今までの生涯すべてを振り返って状態を聞く 場合と 2 つのパターンがあること。
- ◆ 対象者が正直に話してくれることが重要であること。各セクションで、どれほどその分野の問題に悩んだり苦しんだりしたかを、あるスケールを使用して示してほしいこと(スケールを提示しながら説明する)。加えて、その分野の問題に対する治療をどれほど重要なものと認識しているかどうか、同じように示してほしいこと。

スケールは、以下の5件法になっている。

- 0-全然(問題だと思っていない)
- 1-少々(問題だと認識している)
- 2-ある程度(問題だと認識している)
- 3-かなり(問題だと認識している)
- 4-きわめて(問題だと認識している)
- ◆ もし、質問に答えたくないと思った場合は、そう申し出てほしいこと。不正確な情報を話さないようにしてほしいこと。
- ◆ 期間をおいて、また ASI のフォローアップ面接を実施したいこと。

最も留意する点は、対象者が ASI 面接の目的をしっかりと理解することと、秘密が厳守されることを知って信頼して話そうとする気になることである。

2. 各セクションにおける重要な客観的質問項目

面接者が各セクションにおいて重症度を評定する場合に最も参考にする客観的指標である。 質問項目番号と質問内容

◆医学的状態

M1 過去の入院歴

M3 慢性疾患の有無

◆雇用/生計状態

E1·E2 教育歴、職業訓練歴

E3 専門資格、特殊技能

E6 一番長い常勤の仕事

E10 最近の雇用形態

◆薬物/アルコール使用

D1-D14 乱用歴

D16·D17 断薬・断酒歴

D20 大量服薬・大量飲酒の経験

D21·D22 過去の治療歴

◆法的状態

L3-L16 過去の逮捕歴

L17 有罪確定件数

L24·L25 現在執行、公判、判決を待っている罪状について

L27 最近の違法行為

◆家族/人間関係

F2·F3 婚姻状態の安定度/満足度

F5·F6 同居形態の安定度/満足度

F10 自由時間の過ごし方に対する満足度

F18-F26 生涯における関係者との深刻なトラブルの有無

F30·F31 最近の対人関係上のトラブル日数

◆精神医学的状態

P1·P2 過去の治療歴

P4-P11 最近&生涯の精神医学的症状

3. ASI において「N」を使用する箇所

◆一般的情報

- ・左辺の一番下にある調査状況において、調査完了の場合は「N」を記入する。この使い方は特別である。
- ·G7で「1-いいえ」を選択したときにはG8は「N」を記入する。

◆医学的状態

・M1 に「0回」と記載した場合は、M2 は「N 年 N 月」と記入する。

◆雇用/生計状態

・E8 で「0-いいえ」を選択したときには E9 は「N」を記入する。

◆薬物/アルコール使用

・D16に「0月」と記載した場合は、D17は「N月」と記入する。

◆法的状態

- ・L3-L16 のすべてに「0」と記載した場合は、L17 は「N件」と記入する。
- ・L21 に「0 カ月」と記載した場合は、L22&L23 はそれぞれ「N カ月間」「N」と記入する。
- ・L24 で「0-いいえ」を選択したときには、L25 は「N」を記入する。

◆家族歴・家族/人間関係

- ・家族歴と F12-F26 までの解答欄は「N」が単独で使われることがある。この「N」は用紙に記載されている関係者と実際に接触する機会がない場合に使われる。例えば、その関係者が死亡している場合やまったくコンタクトを取っていない場合である。もし、「子供はいない」「今まで友達など一人もいなかった」「父親とは会ったことがない」などと報告した場合は、生涯の欄と過去 30 日の欄の双方ともに「N」を記入することになる。
- ・F11 に「0 人」と記載した場合は、F24 の過去 30 日の欄は「N」を記入する。F24 の生涯の欄にも「N」が記入されるかどうかは、過去いかなるときにも親しい友人がいなかったかどうかを確認してからの判断となる。
- ・雇用/生計セクションの E11 が「0 日分」と記載された場合、あるいは対象者が雇い主や共同経営者のいない自営の場合は、F26 (同僚=仕事仲間) は「N」と記入する。

◆ 精神医学的状態

・「N」が記入される項目はない。

4. 日本標準職業分類

雇用/生計状態セクションの E7 に回答する場合に用いる。

- A 専門的・技術的職業従事者
- B 管理的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業作業者
- H 運輸・通信従事者
- I 生産工程・労務作業者
- 」 分類不能の職業

詳細は、総務省統計局の「日本標準職業分類(平成 9 年 12 月改訂)分類項目表」 http://www.stat.go.jp/index/seido/9-2.htm を参照のこと。

5. 薬物分類

薬物/アルコール使用セクションの D1~D13 に回答する場合に参照する。基本的には商品名(一般名)を最初に記しているが、通常使用する化学薬品名については()内に記載した。また、/で続く薬品名は別名あるいは通称名を示し、アンフェタミン類(覚せい剤)、大麻(カンナビス)については通称名が多いため、各項目の末尾にまとめて記載した。対象者が使う薬物名は、商品名であったり化学薬品名であったり通称であったりとさまざまなので、以下の薬品名は一度は目を通しておきたい。

- ◆D1 アルコール・・・ビール、ワイン、日本酒、焼酎、ウィスキー、カクテルなどすべてのアルコール類
- ◆D4 他のアヘン系麻薬/鎮痛剤・・・オキシコドン、モルヒネ、ペンタジン、スタドール、レペタン
- ◆D5 バルビツール系···イソミタール、ラボナ、フェノバール、ワコビタール
- ◆D6 他の鎮静/催眠/安定剤・・・ベンソジアゼピン系薬剤:エバミール、エリスバン、グランダキシン、コレミナール、コンスタン、コントール、サイレース、セダプラン、セパゾン、セルシン、セレナール、ソラナックス、ダルメート、デパス、ドラール、ドルミカム、ハルシオン/アップジョン、ベンザリン、メイラックス、メレックス、メンドン、ユーロジン、リスミー、リーゼ、レキソタン、レスタス、レスミット、レンドルミン、ロヒプノール、ワイパックスなど)、その他の催眠鎮静剤:アモバン、マイスリー、ブロバリン、エスクレ、抱水クロラール、トリクロリール、市販の鎮静剤:ウット(ブロムワレリル尿素、アリルイソプロピルアセチル尿素などの合剤)、リスロン S(ブロムワレリル尿素)、
- ◆D7 コカイン・・・クリスタル、コーク、スノー、ホワイト、C、バニー、クラック
- ◆D8 アンフェタミン類(覚せい剤)…覚せい剤(メタンフェタミン)のほか、処方薬のリタリン 覚せい剤の通称/シャブ、アイス、スピード、ヤク、アキアジ、アンポンタン、エス、ユキネタ
- ◆D9 大麻(カンナビス)…マリファナ 通称/ハッシッシ、チョコ、ガンジャ
- ◆D10 デザイナーズドラッグ・MDMA····エクスタシー、GHB、アダムなど
- ◆D11 鎮咳剤···市販の咳止めシロップ・咳止め錠:ブロン(コデイン)、パブロン、エフストリン、 ジキニン、トニン、エフェドリン、ブロコデ
- ◆D12 幻覚剤(LSD)・・・マジックマッシュルーム/キノコ(サイロシビン、シロシビン), エンジェルダスト/PCP(フェンシクリジン)、メスカリン/ペヨーテ/アンハロニウム
- ◆D13 吸入剤・・・シンナー、瞬間接着剤(トルエン)、ゴムセメント(ヘキサン、トルエン)、マニキュア除去剤(アセトン、酢酸エチル)、ガソリン
- ◆D13 吸入剤(ブタンガス・ガスパン遊び)…ガスライター、スプレー式塗料(ブタン、プロパン)
- ◆D13 その他の吸入剤···室内消臭剤:ポパー/ラッシュ(亜硝酸アミル)

6. 他セクションとの照合項目

情報の正確性を確認するために、複数セクションにまたがる類似項目を照合すること。

- 1. 一般的情報 G7, G8: 過去 30 日間の間に拘束された環境にあった期間があると答えた場合 → 刑務所にいたのであれば、法的状態セクションに、入院していたのであれば、医学的状態 あるいは精神医学的状態セクションに反映されているか、確認すること。
- 2. 医学的状態 M5: 障害年金を受給していると答えた場合
 - →雇用/生計状態セクションの E15 の欄に 1 ヶ月に受給している金額が記入されているか、 確認すること。
- 3. 薬物/アルコール使用 D25, D26: 薬物/アルコールに多額の金を使っていると答えた場合
 →雇用/生計状態セクションの E12-E17 をチェックして、その金額に見合う収入があるか
 どうかを確認すること。時々、貯金を崩して薬物/アルコール購入に当てている場合がある。
- 4. 薬物/アルコール使用 D20:薬物の大量服用があったと答えた場合
 - →医学的状態セクションの M1 には解毒のための身体的治療(胃洗浄や点滴)による入院が含まれるので、M1, M2 に記入されているかどうか、確認すること。
- 5. 法的状態 L27: 過去 30 日間にお金を稼ぐために法に触れる仕事をしたと答えた場合 →雇用/生計状態セクションの E17 にその金額が記入されているか、確認すること。
- 6. 家族/人間関係 F4:誰かと一緒に生活していると答えた場合
 - →雇用/生計状態セクションの E8, E9 に該当するかどうか、確認すること。例えば次のように質問してみる。「その方は働いていらっしゃるんですか?」「この方は金銭面であなたを助けてくれたりしますか?」。F4 で最近の同居形態について明らかになったら、1 ページ目の一般的情報の G1, G2 との関連を確認すること。
- 7. 精神医学的状態 P3:精神障害のために障害者手帳を持っていると答えた場合
 - →雇用/生計状態セクションの E15 の欄に 1 ヶ月に受給している金額が記入されているか、 確認すること。
- 8. 薬物/アルコール使用 D1-D14: まず、対象者の年齢をチェックする。次に各薬物の生涯使用期間、拘束されていた期間(刑務所への拘置、入院など)の合計をチェックする。薬物使用期間+拘束期間の合計と年齢を見比べ、年齢が前者の期間に見合っているがどうかを確認すること。もし、見合わない場合は、さらに質問してみること。例えば「刑務所に入っている間/入院している間、薬物を使用していたということはありますか?」などと聞いてみる。

面接で得たすべての情報に矛盾がないかどうか、確認すること。

7. 対象者の問題評定のためのスケールボードサンプル

下記のようなシートを透明ボードのようなものにはさんで使用すると便利である。

表

裏

どの程度困ったり、

苦労したりしましたか?

0-全然

1-少々

2-ある程度

3-かなり

4-きわめて

治療や相談を受けることが

どの程度重要ですか?

0-全然

1-少々

2-ある程度

3-かなり

4-きわめて

8. フォローアップ面接について

- ◆下記のような点で初回面接とは異なっている。
- 1. 質問する項目が限定されている(〇で囲まれた質問項目のみ)
- 2. 初回面接には1時間~1時間半かかるが、フォローアップ面接は15-20分で終了する。
- 3. 電話でのインタビューが可能になる。
- 4. 面接者による重症度評定はしない。
- 5. アスタリスクのついた質問項目は、前の面接からの累積データを記録するため、言い換えて質問する必要がある。
- 6. 薬物/アルコール使用セクションの D1-D14、家族/人間関係セクションの F18-F26、精神 医学的状態セクションの P4-P11 の「生涯」欄はたずねる必要がない。

◆フォローアップ面接をスムーズに実施するために留意する事項

- 1. 面接後に、次回フォローアップ面接を〇ヶ月後に予定している旨を対象者に伝える。
- 2. 信頼関係を築き、伝言できるようなプライベートな電話番号(メールアドレス)を教えてもらう。
- 3. 治療効果を系統立てて見るために、すべてのフォローアップの詳細記録はまとめて保管しておく。
- 4. 対象者が安心してコンタクトが取れるように、あるいは返信が可能なように、秘密保持が可能な郵送ルートを確保する。

フォローアップの面接者は、直接対象者の治療に関わっていない者であることが望ましい。

9. フォローアップ面接のための同意書

名前:

所属:

私は、〇〇病院の治療を受け、治療期間中、ASIのフォローアップ面接に参加することを承諾いたしました。私はこの方針を信頼し、治療をより効果的なものにするために、誠意をもって面接に臨みます。

私は、自らの住所や電話番号、及び関係者の連絡先を伝え、これからの私との接触がスムーズにいくように努めます。私はこれらの連絡先を含むすべての情報の秘密が厳守されることを理解しています。また、私が伝えた連絡先とのコンタクトは、私の居場所を確認するために用いられるものであり、決して私の治療や状態に対して話し合うために用いられるものではないことを理解しています。

サイン: